

教育委員会会議 定例会

平成 30 年 5 月 30 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 7 号 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改定案(素案)に対する
県民意見提出制度の実施について
- 第 8 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について
- 第 9 号 動産購入の件

2 報 告 事 項

- (1) 平成30年度公立高等学校入学者選抜学力検査結果について
- (2) 平成30年度公立高等学校入学者選抜学力検査結果活用ガイドについて
- (3) 山梨県高等学校審議会委員の委嘱について

3 その他報告

- (7) 平成31年度山梨県公立高等学校入学者選抜における前期募集選抜方法に
ついて
- (8) 山梨県立美術館協議会委員・山梨県考古博物館協議会委員の公募について

議案 第 7 号

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改定案（素案）に対する県民意見提出制度の実施について

提案理由

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するため、広く県民の意見を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改定案（素案）に対する県民意見提出制度の実施について
経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（H26.3）が策定された。○ 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（H29.3改定）が改定された。○ 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」では、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、見直しを検討し、必要な措置を講じるものとしている。○ 県は、これまで「山梨県いじめ問題対策連絡協議会」等において、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂作業を進めてきた。
内容	<p>1 県民意見提出制度実施要綱に基づき、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改定案（素案）について、意見を募集する。</p> <p>（1）募集期間 平成30年6月13日（水）～平成30年7月12日（木）（30日間）</p> <p>（2）募集方法 県民情報センター及び地域県民センター及び義務教育課に資料を備え付けるとともに、県のホームページに掲載し、意見を求める。</p> <p>（3）意見の取扱い 寄せられた意見については、県民意見提出制度実施要綱第7の規程に基づき、取り扱う。</p> <p>2 今後の予定 意見募集の結果を踏まえ、必要に応じて修正を行い、平成30年8月の庁議において改定を決定し、公表する。</p>

議案第 8 号

山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員の委嘱・任命について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年山梨県条例第21号）により、山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員を、別紙のとおり委嘱又は任命する。

提案理由

山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員について、平成30年度は全委員が任期終了となるため、新たに委員を委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年山梨県条例第21号）により設置。

2 職務

いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策について調査審議する。また、同法第28条第1項の規定により、県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ね、県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織を調査組織とする。

3 組織

(1) 委員の定数

20人以内

(2) 委員の要件

学識経験のある者及び関係行政機関のうちから教育委員会が委嘱、又は任命する。

(3) 委員の任期

2年

(4) 委員の服務

守秘義務

4 今回の委嘱・任命の理由

山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員について、平成30年度は全委員が任期終了となるため、新たに委員を委嘱・任命する必要がある。

任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日

議 案 第 9 号

動産購入の件

提案理由

県立美術館開館40周年記念絵画作品を購入し、県立美術館に所蔵する。

動産購入の概要

題 名	動産購入の件						
趣 旨	県民の知識を深め、教養の向上を図るため、貴重な美術資料を購入し、県立美術館に所蔵する。						
内 容	<p>○購入資料 絵画の作品名・作者名・規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">作品名</th> <th style="width: 40%;">作 者 名</th> <th style="width: 30%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>角笛を吹く 牛飼い</td> <td>ジャン・フランソワ・ミレー</td> <td>油彩・板 制作年不詳 縦38.1×横27.9 cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>所 有 者：株式会社ぬかが 代表取締役 額賀 古太郎 購入予定価格：8,991万円</p> <p>○財源 山梨県美術資料取得基金</p> <p>○購入資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本作品は、男性が笛の音を鳴らし、家畜である牛の群れを集める様子が描かれており、ミレー作品を代表する主題である農民画の範疇に入る作品である。また、暮れ時の束の間の自然が見せる光の美しさを表現することが重要な関心事として見受けられ、豊かな色彩表現が特徴的である。 ・本作品は、晩年のミレーの風景表現に見られる色彩表現を覗わせる作品であり、展示を通してミレーの画業の新たな側面を示すことができるため、県立美術館のミレー作品展示に重要な役割を果たすと考えられる。 <p>○購入する意義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立美術館では、「ミレーとバルビゾン派の作品」を美術資料収集の基本方針としており、今回購入する作品は、上述のとおり、貴重な作品であり、県立美術館にふさわしい作品である。 ・ミレーをはじめとしたバルビゾン派の作品を展示する「ミレーの美術館」として改めて県内外にアピールすることができる。 	作品名	作 者 名	規 格	角笛を吹く 牛飼い	ジャン・フランソワ・ミレー	油彩・板 制作年不詳 縦38.1×横27.9 cm
作品名	作 者 名	規 格					
角笛を吹く 牛飼い	ジャン・フランソワ・ミレー	油彩・板 制作年不詳 縦38.1×横27.9 cm					
留 意 点	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を経る必要がある。						
参 考 事 項	なし						

平成 30 年 5 月 30 日

課・室名

高校教育課

件名

平成 30 年度公立高等学校入学者選抜学力検査結果について

○実施期日及び教科

平成 30 年 3 月 7 日 (水) 国語, 社会, 数学, 理科, 英語の 5 教科

○総合得点の調査結果概要 《学力検査結果活用ガイド p1~2》

総合平均点の推移

	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度
平均点	271.5	283.4	250.5	266.0	272.9

○調査対象

全日制高等学校全教科受験者

全教科受検者数 全日制 4,310 人 (H29 4,370 人)

男子 2,250 人 (H29 2,310 人) 女子 2,060 人 (H29 2,060 人)

○教科別調査結果の概要 《学力検査結果活用ガイド p3~22》

(1) 国語：平均点 62.3 (H29 70.9)

常用漢字の読み書きなど基礎的・基本的な知識は概ね定着していると言える。一方、読み取ったことをもとに、条件に基づいて適切に表現する記述式の設問は正答率が低く、文章全体を読み、根拠を明確にしながらかえを深め、自分の言葉として再構成してまとめる力を身に付けていくことが求められる。

(2) 社会：平均点 54.5 (H29 55.8)

与えられた条件の中で表現する問題については、例年に比べて改善がみられた。しかし、複数の資料を用いたり、図やグラフを読み取って判断したりすることには課題が残る。基礎的・基本的な知識の定着と活用や根拠をもって考えをまとめる学習の在り方がより求められる。

(3) 数学：平均点 56.9 (H29 52.4)

基礎的・基本的な知識や技能については、おおむね定着している。しかし、資料やグラフから関係を数式で表したり、式から関係を読み取ったりすることや、複数の領域にわたって総合的に考えることについては課題が見られた。

(4) 理科：平均点 50.7 (H29 59.3)

基礎的・基本的な知識や技能については、定着の高い項目がいくつか見られた。しかし、確かな知識やデータを活用して表現する力を確認するために出題した「現象や理由を説明する論述問題」、「思考力を問う計算問題」、「知識やグラフ等を活用して正答を導く問題」には、正答率が低く、無答率が高いものがあった。

(5) 英語：平均点 47.0 (H29 45.0)

聞く力については、短い会話に関する問いや文脈を適切に理解し答える問いについて高い正答率となった。読む力、書く力については、内容を理解した上で、文脈を踏まえて自分の言葉で表現することに課題が残った。

平成 30 年 5 月 30 日

課・室名

高校教育課

件名

平成 30 年度公立高等学校入学者選抜学力検査結果活用ガイドについて

○概要 《学力検査結果活用ガイド p1》

・調査の目的と概要

平成 30 年度公立高等学校入学者選抜のために実施した学力検査結果の調査・分析を通して、本県公立高等学校志願者の学力の実態を把握し、本県中学校及び高等学校の教科教育を充実させるための資料とする。

・調査対象者

全教科受検者 全日制 4,310 人 (H29 4,370 人)

男子 2,250 人 (H29 2,310 人) 女子 2,060 人 (H29 2,060 人)

※正答率調査は、無作為に抽出した 434 人 (H29 434 人) に対して実施

○学力検査結果活用ガイドの利用について

- ・「学力検査結果活用ガイド」は校長会や各教育事務所をとおして、全ての中学校・高等学校に配付し、その有効活用について周知している。
- ・教務主任研究協議会において、「活用ガイド」の組織的な利用について指導・助言をしている。
- ・各教科の指導主事は指導主事研修会等において、「活用ガイド」を基礎資料として利用して本県の現状と課題を共有し、今後の方針や授業改善の具体案等について、教育課程研究協議会、県学力把握調査結果発表会などで、指導・助言を行っている。

○各中学校での具体的な活用について

- ・進路学習の際の基礎資料として生徒に提示することにより、意識の向上を図るとともに学級懇談会などで保護者に提示している。
- ・「1. 出題のねらい」により、どのような力が求められているのかが把握できるので、授業構想や教材づくりの際の判断材料として利用している。
- ・「2. 得点別に見た度数分布」や「3. 平均点の推移」において、生徒の開示データをオーバーラップさせることを続けることで、自校の相対的な位置関係や経年的な特徴を捉え学校全体として組織的な課題解決への活用が求められる。
- ・「4. 大問別の内容と調査結果の分析」、「5. 指導の改善の視点」を用いて、大問別、技能別の分析結果を把握し、授業改善への活用が求められる。

○各高校での具体的な活用について

- ・校内研修会や職員会議、学年会議等で「授業改善」や「育てたい力の育成」を精査するとき活用している。
- ・各教科の指導主事訪問や教科会議で、自校の生徒の分析に利用する。特に、正答率の低い問題に着目して、各教科・学年に応じた課題を設定し、課題解決のロードマップを描くために活用している。
- ・教務係や進路指導係、総合的な学習の時間担当係などが、活用ガイドで指摘された課題を踏まえ、教科横断的なカリキュラムを作成する際の活用が求められる。

○今後の予定

- ・5月30日(水) 教育委員会報告、記者発表(報道機関へ配布)
- ・5月31日(木) 県下全中学校、各市町村(組合)教育委員会へ送付
- ・6月5日(火) 高等学校校長会にて高等学校、支援学校へ配布
- ・県ホームページにて公開
トップ>教育・子育て>高等学校>入試情報>過去の入試情報

(平成30年5月30日 定例教育委員会)

課室名

高校改革・特別支援教育課

件名	山梨県高等学校審議会委員の委嘱について
経緯	○ 平成30年5月16日、現在の基本構想の後継となる長期的な展望に立った構想を策定するため、山梨県高等学校審議会を開催することとし、同日、委員の選任についても決定された。
内容	<p>1 委員の変更について 関係団体の代表者として選任及び委嘱することとした者について、委嘱前に代表者が変更となったため、変更後の代表者を委員に委嘱する。</p> <p>2 変更後の委員</p> <p>(1) 構成 学識経験者、行政関係者等 17名(別紙のとおり)</p> <p>(2) 任期 平成30年6月1日～平成32年5月31日</p>

(平成30年5月30日 定例教育委員会)

課室名

高校改革・特別支援教育課

件名	平成31年度山梨県公立高等学校入学者選抜における前期募集選抜方法について (甲陵高等学校を除く全日制課程)																																																						
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成10年度入学者選抜から、全日制課程の全ての県立高等学校で推薦入試(学校推薦)を実施。 ○ 平成19年度入学者選抜から、「学校推薦」に代わって、希望する誰もが受検できる「自己推薦」を導入し、前期募集として実施。 ○ 平成27年度入学者選抜の前期募集より特色適性検査を導入。 ○ 平成30年5月16日、定例教育委員会で平成31年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項を決定。 																																																						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前期募集の概要 <ul style="list-style-type: none"> 1 募集定員に対する募集率 募集定員のうち、次の(1)から(4)の中から各高等学校長が決定した比率を基に定める。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(1) 普通科(コースを指定する場合を含む。)</td> <td style="text-align: right;">募集定員の40%以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 専門教育学科</td> <td style="text-align: right;">募集定員の40%以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 職業に関する学科</td> <td style="text-align: right;">募集定員の50%以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 総合学科</td> <td style="text-align: right;">募集定員の50%以内</td> </tr> </table> 2 検査方法について 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか(複数可)を併せて実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 科</th> <th colspan="2">特色適性検査</th> <th colspan="2">特 技</th> <th colspan="2">個性表現</th> </tr> <tr> <th>実施校</th> <th>実施学科</th> <th>実施校</th> <th>実施学科</th> <th>実施校</th> <th>実施学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科 【全18校】</td> <td>18 (18)</td> <td>18 (18)</td> <td>18 (18)</td> <td>18 (18)</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>専門教育学科 【全6校】</td> <td>6 (6)</td> <td>6 (6)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>職業に関する学科 【全9校 全20学科】</td> <td>9 (9)</td> <td>20 (20)</td> <td>8 (8)</td> <td>15 (15)</td> <td>3 (3)</td> <td>8 (8)</td> </tr> <tr> <td>総合学科 【全6校】</td> <td>6 (6)</td> <td>6 (6)</td> <td>6 (6)</td> <td>6 (6)</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※()内は昨年度実績値 ※一括募集は1学科としてカウント <ul style="list-style-type: none"> 3 選抜方法について 当該高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、面接、所見、特色適性検査、特技及び個性表現の成績を総合判定して行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 詳細については、別添のとおり。 						(1) 普通科(コースを指定する場合を含む。)	募集定員の40%以内	(2) 専門教育学科	募集定員の40%以内	(3) 職業に関する学科	募集定員の50%以内	(4) 総合学科	募集定員の50%以内	学 科	特色適性検査		特 技		個性表現		実施校	実施学科	実施校	実施学科	実施校	実施学科	普通科 【全18校】	18 (18)	18 (18)	18 (18)	18 (18)	1 (1)	1 (1)	専門教育学科 【全6校】	6 (6)	6 (6)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	職業に関する学科 【全9校 全20学科】	9 (9)	20 (20)	8 (8)	15 (15)	3 (3)	8 (8)	総合学科 【全6校】	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	1 (1)	1 (1)
(1) 普通科(コースを指定する場合を含む。)	募集定員の40%以内																																																						
(2) 専門教育学科	募集定員の40%以内																																																						
(3) 職業に関する学科	募集定員の50%以内																																																						
(4) 総合学科	募集定員の50%以内																																																						
学 科	特色適性検査		特 技		個性表現																																																		
	実施校	実施学科	実施校	実施学科	実施校	実施学科																																																	
普通科 【全18校】	18 (18)	18 (18)	18 (18)	18 (18)	1 (1)	1 (1)																																																	
専門教育学科 【全6校】	6 (6)	6 (6)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)																																																	
職業に関する学科 【全9校 全20学科】	9 (9)	20 (20)	8 (8)	15 (15)	3 (3)	8 (8)																																																	
総合学科 【全6校】	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	1 (1)	1 (1)																																																	

(平成30年5月30日)

課名

山梨県立美術館

件名	山梨県立美術館協議会委員の公募について
経緯	<p>○ 山梨県立美術館協議会の概要</p> <p>1 性 格 山梨県附属機関の設置に関する条例により県に設置が義務づけられている教育委員会の附属機関</p> <p>2 担 任 事 務 博物館法第20条第2項による山梨県立美術館の運営に関する調査審議及び意見の具申</p> <p>3 委 員 (1)定数 15人以内 (2)要件 社会教育の関係者・学識経験のある者・家庭教育の向上に資する活動を行う者・学校教育の関係者(現2人) (3)任期 2年(次期:平成30年10月1日~平成32年9月30日)</p>
内容	<p>○ 山梨県立美術館協議会の委員改選にあたり、より広く県民の意見を山梨県立美術館の運営、事業に反映させるため、委員の一部を公募します。</p> <p>○ 公募の概要 (詳細は、別紙「お知らせ」のとおり)</p> <p>1 募集人員・任期 (1)募集人員 2名 (2)任期 2年(平成30年10月1日~平成32年9月30日)</p> <p>2 応募資格 原則として次の条件を満たす者とする。 (1)県内に在住又は在勤・在学している者で、平成30年10月1日現在で、満20歳以上であること。 (2)次のいずれかに該当する者 ①美術について幅広い見識や関心をもっていること。 ②家庭の教育力の向上に関する活動に携わっていること。 (3)開催される協議会に出席可能であること。(年2回・平日開催) (4)国会議員及び地方公共団体の議会の議員でない者 (5)常勤の国家公務員及び地方公務員でない者 (6)本県の附属機関等の委員となっていない者</p> <p>3 募集期間 平成30年5月16日(水)~6月15日(金)</p> <p>4 応募方法 次の書類を提出するものとする。 ・申込書(氏名・年齢・性別・職業・自己紹介等) ・小論文 テーマ「山梨県立美術館の利用促進について」 (800~1000字程度)</p> <p>5 選考方法 選考委員会を設置し、提出された書類により審査します。</p> <p>6 選考結果 応募者全員に選考結果を通知する。</p>

問合せ先: 山梨県立美術館 次長 古屋

電話: 055-228-3322 FAX: 055-228-3324

(平成30年5月30日)

所 属

山梨県立考古博物館

件名	山梨県考古博物館協議会委員の公募について
経緯	<p>○ 山梨県考古博物館協議会の概要</p> <p>1 性 格 「山梨県附属機関の設置に関する条例」により設置が義務付けられている教育委員会の附属機関</p> <p>2 担 任 事 務 博物館法第20条第2項の規定による山梨県立考古博物館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申（条例第2条第3項）</p> <p>3 委 員</p> <p>(1) 定数 15人以内</p> <p>(2) 要件 学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者</p> <p>(3) 任期 2年（現委員：平成28年10月23日～平成30年10月22日）</p>
内 容	<p>○ 山梨県考古博物館協議会の委員改選に当たり、より広く県民の意見を考古博物館の運営に反映させるため、委員の一部を公募します。</p> <p>○ 公募の概要</p> <p>1 募集人員・任期</p> <p>(1) 募集人員 2人</p> <p>(2) 任 期 2年（平成30年10月23日～平成32年10月22日）</p> <p>2 応募資格</p> <p>原則として次の条件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 県内に在住又は在勤・在学している者で、平成30年6月1日現在で満20歳以上であること。</p> <p>(2) 考古学や歴史について幅広い見識や関心をもっていること。</p> <p>(3) 開催される協議会に出席可能であること。（年2回、平日開催）</p> <p>(4) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員でない者</p> <p>(5) 常勤の国家公務員及び地方公務員でない者</p> <p>(6) 本県の附属機関等の委員をしていない者</p> <p>3 募集期間 平成30年6月14日（木）～7月13日（金）</p> <p>4 応募方法</p> <p>次の書類を提出するものとする。</p> <p>・申込書（氏名、年齢、性別、職業、自己PR等）</p> <p>・小論文 テーマ「山梨県立考古博物館のあり方について」 (800～1000字程度)</p> <p>5 選考方法 選考委員会を設置し、書類審査を行う。</p> <p>6 選考結果 応募者全員に選考結果を通知する。</p>

お問い合わせ：山梨県立考古博物館 総務課 齊川

電 話 055(266)3881

FAX 055(266)3882